

知内町立知内中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条及び北海道いじめの防止等に関する条例、北海道いじめ防止基本方針（平成29年改定）により、本校のすべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、早期発見、防止等を目的に策定（見直し）した。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは人として決して許されない行為であり、どの生徒もいじめの加害者にも被害者にもなり得る。対人関係のトラブルを通じて学んだり、成長する機会も大いにある。そうした問題を自ら解決しようとする力の育成を念頭に置きつつ、関係機関や地域社会と連携し、社会全体でいじめの克服にあたる。けんかなど交友関係から生じるトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復したり、望ましい交友関係を構築するなど、変化の激しい現代社会において自立し、たくましく生きていくことができる力を育むことに重点を置く。

2 いじめの定義と本校のいじめの防止等に向けての基本姿勢

【 いじめの定義 】 いじめ防止対策推進法 第2条

いじめとは「当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめに対する学校の基本姿勢

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象にしたいじめ未然防止のための取組が必要である。インターネットや携帯電話などを通して目に触れない場所から行われるいじめなど、その方法が多様化している。

学校、家庭、地域が一体となっていじめを生まない土壌を継続してつくりあげる必要がある。いじめの防止に向けた取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、すべての生徒に「いじめは決して許される行為ではない」ことの理解を促し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育むために、自己有用感や充実感など、自尊感情を高められる教育活動を展開しながら全校体制で組織的な取組を進めるものとする。

◇誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応する。その際は、事案に応じて「いじめ」という言葉を用いずに柔軟に対応する場合も想定し指導に当たる。

加害、被害の関係が短期間で入れ替わったり、軽い言葉で相手を傷つけたが早期の謝罪により良好な関係が再開した場合など、「いじめ」に該当はするものの、指導の際に「いじめ」という言葉を使わずに指導する。

◇発達障がいを含む生徒等、特に配慮が必要が生徒に対して適切に支援を行うこと。

性同一性障害や、LGBT、海外から帰国した生徒、東日本大震災による被災者なども同様に適切な配慮の下対応する。

◇「けんか」や「ふざけ合い」でも背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

(2) いじめの構造と いじめの態様

①いじめの構造

いじめは力の優位～劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復・継続して行われる場合がある。そのため、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。また、いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てておもしろがったりする存在や、周囲の暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。こうしたことから、「いじめる側」と「いじめられる側」の指導だけでは、いじめの解消や未然防止は不可能であり、「観衆」や「傍観者」への指導が不可欠な要素となる。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- わざとぶつかってきたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を要求される
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話を利用しSNS等で、誹謗中傷や嫌な内容を掲載される・・・等

3 学校におけるいじめの未然防止

いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を推進する。

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- (2) 生徒会を中心としたいじめ撲滅のための全校集会等、一人ひとりがいじめ防止に対する意識を高める取組の充実を図る。
- (3) 日常の生徒とのかかわりを深め、生徒が教師に相談しやすい環境をつくり、校内でのいじめを未然に防ぐためのふれ合い活動を充実させる。
- (4) インターネットや携帯を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるように、保護者や生徒対象に必要な啓発活動としての情報モラル研修会等を実施する。
- (5) 保護者・地域に対して学校・学級通信等により、いじめ防止のための学校の取組やいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を充実させる。

4 いじめの早期発見のための措置

生徒の表面的な行動に惑わされることなく内面の感情に思いをさせ、違和感を敏感に感じ取るなど、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、定期的なアンケートや面談を行い、日頃から細やかな生徒理解に努める。

- (1) いじめ実態調査（アンケート）を定期的（年3回）に実施し、いじめ又はいじめと疑われる行為の早期発見に努める。必要に応じて随時実施し実態把握に努める。
- (2) 生徒および保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、定期の教育相談の他、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等と連携した相談体制の整備を図る。
- (3) 子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した学級内での一人ひとりの生徒の状況や、学級全体の傾向を把握し、気になる生徒との対話を積極的に行う。
- (4) いじめの加害者、被害者、観衆、傍観者の負の関係を断ち切るための「仲裁者」の育成に努める。
- (5) 休み時間や放課後の日常的なふれ合い活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや家庭学習ノートの感想欄などを活用して交友関係や悩みの把握に努める。

《生徒が発するサイン》

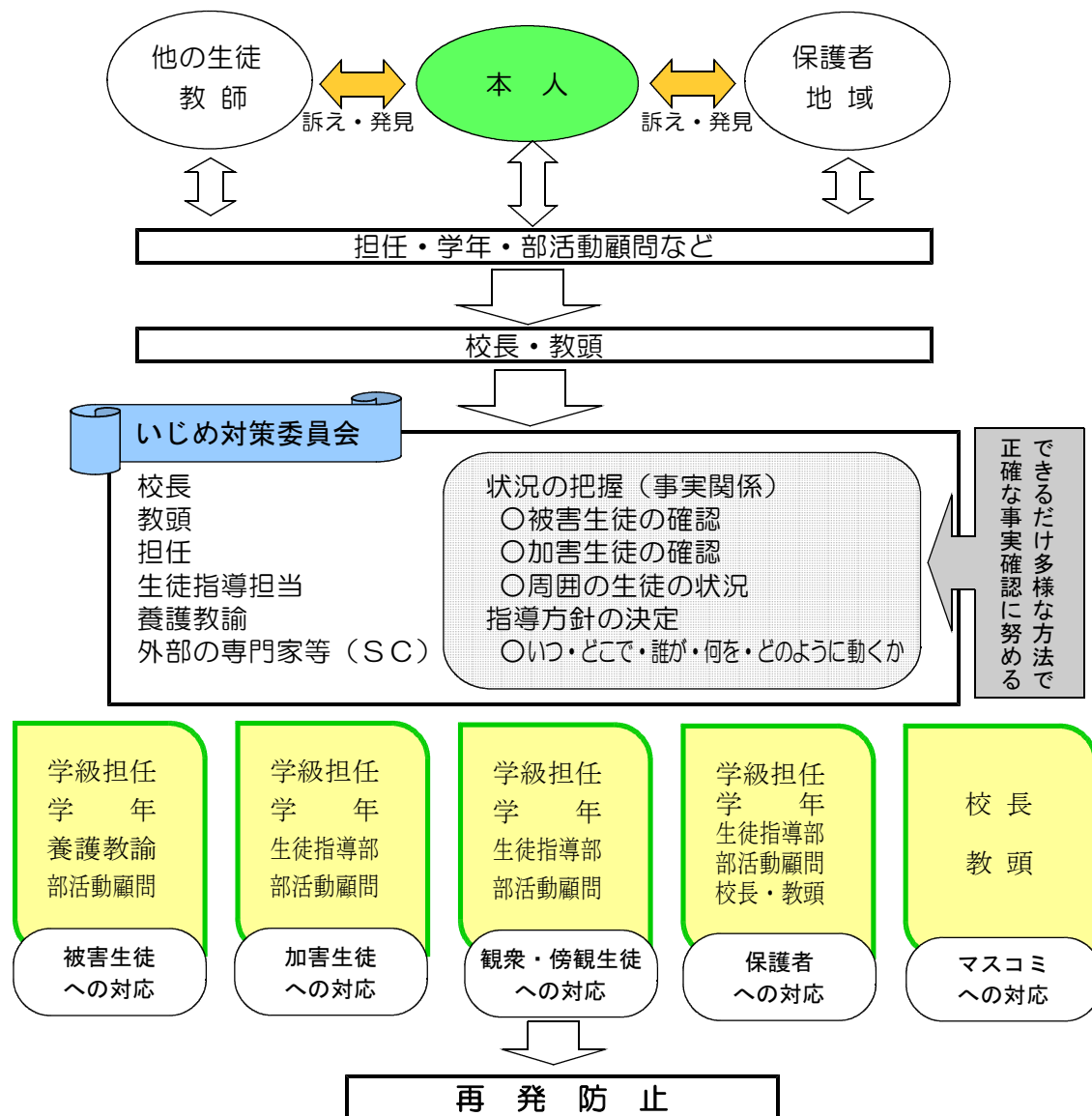
- 笑顔がなく沈んでいたり、ぼんやりしていることが多い。
- 周囲の様子を気にして、おどおどしている。
- 体に原因不明の傷がある。
- シャツやズボンなどが汚れていたり、足跡がついていたり、破けたりしている。
- ノートや教科書、机や椅子に落書きがある。
- 必要以上にお金を持ってきている。
- 無くした、落としたなどということが多い
- 突然、暴力的になったり、言葉遣いが悪くなった
- 友人から不快に思う呼び方をされている。
- 特定のグループと常に行動を共にする。 等

5 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当者、担任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置し次の業務を行う。

- (1) いじめの未然防止の体制整備および取組の提案
- (2) いじめの実態把握および分析
- (3) いじめを受けた生徒への相談および支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者への相談および支援
- (5) いじめを行った生徒への指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者への助言
- (7) 専門的な知識を有する職者との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

【いじめ対策に係る校内組織体制】



6 いじめ発生時の措置

(1) いじめ発生時のいじめ対策委員会の緊急開催

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を行う。
- ③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるため必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、知内町教育委員会（北海道教育委員会）および所轄の警察署と連携を図りながら対処する。

指導する際の心得

- ※いじめはいつ頃からか、誰が誰にどのような行為をしたかを正確に把握する。
- ※動機・理由は何か（加害者の自己弁護に注意）を把握する。
- ※周囲の生徒の状況はどうであったかを確認する。
- ※事実を整理し、学校としての指導方針を示す。いじめられた側の親の切ない気持ち・怒りを理解し、誠意をもって対応する。
- ※被害生徒の保護者へ速やかに事実を告げ、学校に落ち度があれば謝罪する。
- ※加害生徒の保護者へ事実を伝え、いじめられる側の親に子どもと親の気持ちを理解してもらい。自発的に子どもと謝罪に行く気持ちになるよう心がける。
- ※いじめた側の保護者へ家庭における教育の見直しについて具体的に助言する。
- ※いじめの外側にいる生徒へいじめの事実を伝え、集団としての在り方を指導する。いじめは絶対許される行為ではない・傍観的な態度は許さないという基本を貫く。

(2) 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応をとる。

- ①重大事案が発生した旨を、知内町教育委員会に速やかに報告する。
- ②知内町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ③事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の情報を適切に提供する。

(3) インターネット上でいじめが発生した時の対応

掲示版等インターネット上の誹謗・中傷等の書き込みや、いじめと疑われる書き込み等を発見または書き込み等に関する相談を受けた時は、次の対応をとる。

- ①書き込み等の内容を確認し、保存する。
- ②掲示版管理者へ削除を依頼する。利用規約を確認し学校のパソコン等から削除を行う。
- ③削除されない場合は、警察に相談・依頼する。もしくは人権擁護委員会等に相談する。

【生徒への指導のポイント】

- ネット上での誹謗・中傷はいじめであり、許される行為ではない。
- 匿名で書き込んでも個人が特定される。かなり悪質な場合は犯罪となり検挙される。
- マナーを守らない誤った使い方は、ストーカー被害など犯罪に巻き込まれる恐れがある。

7 いじめの解消

いじめ解消の判断基準を以下の通りとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいる
 - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が相当の期間継続していること。
 - ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

8 学校評価の実施

学校評価において、以下2点のいじめ問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果については、適切に公表し、改善策を検討して指導の充実を図る。

- ① いじめの早期発見に係る取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 年間計画

	職員研修等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	◇いじめ問題対策委員会 会議 ・指導方針検討 ・指導計画検討 確認	○道徳教育の充実(通年) ○学級・学年づくり (通年)	○相談窓口の周知 ○新1年生へのアンケート 調査・分析・情報収集 ○家庭訪問	○PTA総会での説明と 啓発
5月	○生徒指導研修会	○行事での指導	○教育相談(定期)	
6月		○子ども理解支援ツール 「ほっと」の実施・分析	○いじめアンケート調査 ○調査分析と情報収集	
7月	○いじめに係る学校評価 の実施			○道教委いじめ調査報告 1-2a, 2-1, 2-2 3-1
8月	◇いじめ問題対策委員会 会議 (評価・課題の整理)			
9月		○PTAネットトラブル に関する研修会		○道教委いじめ調査報告 2-1, 2-2
10月	○生徒指導研修会 ◇いじめ問題対策委員会 会議 (生徒指導研修会を受けて)	○子ども理解支援ツール 「ほっと」の実施・分析	○いじめアンケート調査 ○調査分析と情報収集 ○教育相談(定期)	
11月		○いじめ撲滅のための 全校集会(生徒会)		○道教委いじめ調査報告 1-2b
12月	○いじめに係る学校評価 の実施		○三者懇談(3年) ○保護者個人懇談 (1・2年)	○道教委いじめ調査報告 2-1, 2-2, 3-1
1月	◇いじめ問題対策委員会 会議 (評価・課題の整理)			
2月		○情報モラル研修 新1年生保護者対象	○いじめアンケート調査	
3月	◇いじめ問題対策委員会 会議 (次年度の計画)	○命の大切さを学ぶ教室 (警察署)		